

## 野焼きは法律で禁止されています。

「近所でごみを燃やしていて、煙で困っている」「ごみの焼却で灰や燃えかすが、田んぼに入って困る」などの苦情が多く寄せられています。

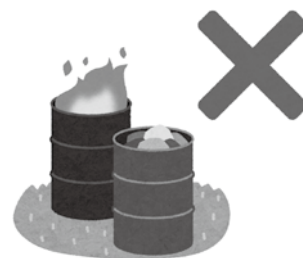
家庭でのごみの焼却は、近隣の人に迷惑を掛けるだけでなく、ダイオキシン類発生や火災の危険など、さまざまな問題となっています。

ドラム缶・ブロック囲い・素ぼりの穴を利用したものや、法で定められた構造基準を満たしていない焼却炉などによる焼却は、法律で禁止されています。

家庭ごみは焼却せずに、決められた収集日に分別して出してください。

農林漁業を営むためのやむを得ない焼却などは、法律で例外的に認められていますが、焼却量や時間帯、風向きなどを考慮しましょう。

【お問い合わせ先】 住民生活課(TEL：63・3800)



## ごみは決められた日に 決められた場所に出しましょう

- 収集日以外の日にごみが出されている
- 通りすがりでごみを出していくので、地元のごみが入らない



こういった内容の声がよく役場に寄せられます。ごみ集積かごは、地元で管理する地元の方のためのかごです。ごみは、お住まいの地区で出すようにしてください。

また、収集日以外にごみを出されると、不法投棄のもととなったり、環境も悪化する場合があります。

ごみは、お住まいの地区で、決められた日・決められた時間・決められた場所に出しましょう。

【お問い合わせ先】 住民生活課(TEL：63・3800)

## 下水道への接続はお済でしょうか？

下水道の整備ができて、皆さまに使っていただかなければ効果がありません。下水道事業に加入済みで、まだ接続工事をされていない方は、お早めに工事をされますよう、お願いします。

接続工事は、日高町排水設備指定工事店のみできます。

指定工事店については役場HP「日高町排水設備指定工事事業者(一覧表)」(右記QRコード)で紹介しています。

借家やテナントの場合は、貸し主との協議も必要となります。



【お問い合わせ先】 上下水道課(TEL：63・3805)

HP

# 住宅のバリアフリー改修に伴う 固定資産税の減額制度

高齢の方、障がいのある方等が居住する住宅について、次の要件を満たすバリアフリー改修工事を行った場合、住宅の固定資産税が減額されます。

## 対象住宅の要件

- 新築された日から10年以上を経過した住宅(賃貸住宅を除く)および併用住宅(居住部分が2分の1以上あること)
- 改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること

## 対象住宅の居住者要件

次のいずれかに該当する方

- 65歳以上の方
- 要介護認定または要支援認定を受けている方
- 障がいのある方

## 改修工事の要件

令和6年3月31日までにバリアフリー改修工事を行い、補助金や介護保険からの給付金を除いた自己負担額が50万円を超えるもの

## 改修工事の内容

- 廊下の拡幅
- 階段の勾配緩和
- 浴室の改良
- トイレの改良
- 手すりの取り付け
- 床の段差解消
- 引き戸への取り替え
- 床表面の滑り止め化
- など

## 減額される範囲と税額

改修工事を行った住宅の固定資産税の3分の1

(ただし、1戸あたり床面積 100㎡に相当する税額が限度となります)

## 減額される期間

- 改修工事が終了した翌年度分のみ

## その他

- この制度による減額は1戸につき1度しか受けることができません
- 新築住宅の減額や、耐震改修工事による減額と同時に適用はできません  
(ただし、省エネ改修工事による減額との同時適用は可能です)

## 申告手続き

工事完了後3か月以内に、改修工事内容が確認できる書類等を添付のうえ税務課へ申告してください。



**【お問い合わせ先】** 税務課(TEL: 63・3802)